

令和5年度 随意契約理由書

		番号	1
担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270 (直通)		
契約案件名	配水R5第1号 漏水調査業務委託		
案件の概要	都城水道事業給水区域内に布設してある水道管の漏水調査を行う業務を委託するもの		
予 定 金 額	18,086,200円		
契約の相手方	[所在地] 都城市下川東三丁目3238番地2 [名称] 都城管工事協同組合		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 水道管の漏水調査は、特殊な業務であり、市内において調査に必要な機器及び技術者を有する事業者は、上記組合のみである。 現在、同組合とは、給配水管等修繕単価契約も締結しているため、本件の契約と組み合わせることで、漏水発見から漏水修繕業務までの貴重な水資源の確保のための漏水防止体制が構築できる。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約金額	17,930,000円		

令和5年度 随意契約理由書

番号 2

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270 (直通)
契約案件名	給水R5第1号 上下水道局地図情報システムリプレース業務委託
案件の概要	上下水道局地図情報システムをサーバー管理型から、クラウド型のLGWAN-ASPサービスを利用したシステム機器にリプレースを行うもの
予定金額	4,326,177円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市広島2丁目10番20号 [名称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>本業務は、平成25年に導入した土木GISシステムを本庁がサーバー管理型から、クラウド型のLGWAN-ASPサービスを利用したシステム機器に変更を行うのに合わせて、上下水道局の地図情報システムもサーバー管理型から、クラウド型のLGWAN-ASPサービスを利用したシステム機器に変更するものである。</p> <p>今回の業務を行うためには、このシステムの専門知識や技術を有するとともに、設定内容を十分理解している事が必要不可欠になる。</p> <p>上記事業者は、都城市土木GIS（以下「システム」という。）の開発、導入及び設定を行った事業者である。</p> <p>仮に、他の事業者が行った場合、データの連携や誤作動等の不具合が生じたときの責任が不明確になり、原因究明や障害の復旧に支障が生じるおそれが高くなる。この様な事から、本件業務は上記事業者に委託して行わせることが最も適切かつ確実に履行できる。</p> <p>以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。</p>
契約締結日	令和5年4月1日
契約金額	1,661,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 3

担当課	[部課等名] 上下水道局 総務課 [電話番号] 0986-23-4810（直通）	
契約案件名	業務R5第1号 上下水道料金システム運用支援業務委託	
案件の概要	上下水道料金システムが正常に稼働しなくなった時の復旧作業、運用上の諸問題に対する質疑応答等の支援業務を委託するもの	
予定金額	1,689,600円	
契約の相手方	[所在地] 宮崎市広島二丁目5番16号 興亜宮崎ビル5F [名称] 株式会社南日本情報処理センター 宮崎支社	
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>現在運用している上下水道料金システム（以下「料金システム」という。）は、上記事業者によって構築されたものである。</p> <p>料金システム及び付帯設備を含めた復旧作業、運用上の諸問題に対する質疑応答等の支援業務を実施するためには、料金システムの専門的知識及び経験が必要であり、構築内容を熟知していることが不可欠である。</p> <p>この点、上記事業者は、料金システム設置時の施工事業者であり料金システムについて熟知している。</p> <p>仮に、本業務を他の事業者が請け負った場合、確実な履行及び動作保証が受けられず、目的を達成できないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	1,689,600円	0029718

令和5年度 随意契約理由書

番号 4

担当課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270 (直通)
契約案件名	簡水御池R5第2号 漏水調査業務委託
案件の概要	御池簡易水道事業給水区域に布設してある水道管の漏水調査を行う業務を委託するもの
予定金額	1,126,400円
契約の相手方	[所在地] 都城市下川東三丁目3238番地2 [名称] 都城管工事協同組合
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 水道管の漏水調査は、特殊な業務であり、市内において調査に必要な機器及び技術者を有する事業者は、上記組合のみである。 現在、同組合とは、給配水管等修繕単価契約も締結しているため、本件の契約と組み合わせることで、漏水発見から漏水修繕業務までの貴重な水資源の確保のための漏水防止体制が構築できる。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年4月1日
契約金額	1,100,000円

0029604

令和5年度 随意契約理由書

番号 5

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	公共管渠R5第1号 下水道台帳システム保守業務委託
案件の概要	下水道GISの運用保守業務を委託するもの
予定金額	1,072,500円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>上記事業者は、現在運用している下水道GIS（以下「システム」という。）の開発、導入及び設定を行った事業者である。</p> <p>本業務の履行に当たっては、システムの安定的な稼動を維持するために、システムに関する専門的な知識を有すること及び設定内容を十分に理解している必要があることから、システムの開発、導入及び設定を行った事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和5年4月1日
契約金額	1,067,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 6

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）
契約案件名	簡水都城R5第1号 漏水調査業務委託
案件の概要	都城市各地区簡易水道事業給水区域内（御池簡易水道事業給水区域を除く）に布設してある水道管の漏水調査を行う業務を委託するもの
予 定 金 額	3,550,800円
契約の相手方	[所在地] 都城市下川東三丁目3238番地2 [名称] 都城管工事協同組合
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 水道管の漏水調査は、特殊な業務であり、市内において調査に必要な機器及び技術者を有する事業者は、上記組合のみである。 現在、同組合とは、給配水管等修繕単価契約も締結しているため、本件の契約と組み合わせることで、漏水発見から漏水修繕業務までの貴重な水資源の確保のための漏水防止体制が構築できる。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年4月1日
契約金額	3,520,000円

令和5年度 随意契約理由書

		番号	7
担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270 (直通)		
契約案件名	配水R5第2号 洗管業務委託		
案件の概要	配水管に設置してある消火栓又はドレン等を操作して、配水管外に放水することにより、管内の洗浄を行う業務を委託するもの。		
予 定 金 額	29,609,800円		
契約の相手方	[所在地] 都城市下川東三丁目3238番地2 [名称] 都城管工事協同組合		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本業務の履行に当たって、消火栓又はドレン等の操作に精通しており、日中における通常洗管業務については、毎日朝の打ち合わせ、緊急的なルート変更への対応が求められ、夜間洗管については、市内の道路網、道路状況及び周辺環境を理解した従事者を有する事が求められる。 その点、上記組合は、複数の地元業者で構成されているため、洗管業務はもとより、管網・消火栓等の位置・水系に精通しているだけでなく、一年を通じて日中・夜間共に人員を確保でき、修繕業務も委託しているため洗管業務中の不測の事態に対して緊急な連絡や修繕体制にも迅速に対応可能である。 以上の理由により、洗管業務を安全、円滑、かつ確実な履行が可能である市内の事業者は上記組合のみであるため、同事業者と随意契約するものである。		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約金額	29,480,000円		
		0029208	

令和5年度 随意契約理由書

番号	8
----	---

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)	
契約案件名	複合機賃貸借	
案件の概要	複合機の賃貸借を行うもの (令和5年6月1日から令和10年5月31日の5年間の長期継続契約)	
予 定 金 額	執行見込総額 1,425,600円	
契約の相手方	[所在地] 【販売人】 宮崎市永楽町140番地 [名称] 【販売人】 株式会社レイメイ藤井宮崎支店	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 複合機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃借料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。 また、複合機の導入は、リース契約の方法で行うため、株式会社レイメイ藤井宮崎支店が賃貸債務の履行業者としてあらかじめ指定していた、日通リース&ファイナンス株式会社を含む3者間で賃貸借契約を締結するものである。	
契約締結日	令和5年5月1日	
契約金額	1,399,200円	0031148

令和5年度 随意契約理由書

番号 9

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）	
契約案件名	複合機保守及び消耗品等供給業務	
案件の概要	複合機の賃貸借を行うもの （令和5年6月1日から令和10年5月31日の5年間の長期継続契約）	
予 定 金 額	執行見込総額 6, 122, 160円	
契約の相手方	[所在地] 宮崎市永楽町140番地 [名称] 株式会社レイメイ藤井宮崎支店	
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>複合機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。</p> <p>このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃借料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。</p>	
契約締結日	令和5年5月1日	
契約金額	4, 327, 323円	0031420

令和5年度 随意契約理由書

番号 10

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）
契約案件名	建設R4第46号 災害__川東浄水場系6号井外浸水対策整備実施設計業務委託
案件の概要	浸水被害を受けた川東浄水場系の取水施設浸水対策のための設設計業務を委託するもの。
予 定 金 額	13,783,000円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市大塚町池ノ内1127番地48 [名称] 株式会社 宮崎水道コンサルタント
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>本委託は令和4年9月18日から19日にかけて本市に襲来した台風14号により、川東浄水場系の水源である6号井外が浸水し取水制御盤等が被災し、令和5年1月24日に厚生労働省による災害復旧事業の査定決定を受けた。その際、今後の浸水対策を行うよう指導があったことから今回その災害復旧と併せて浸水対策に係る施設整備に係る詳細設計業務委託を行うものである。</p> <p>上記業者は、今回の取水制御盤の災害復旧に係る災害__川東浄水場系6号井外施設災害復旧測量設計業務委託を受注していることから取水制御盤の災害復旧と浸水対策を取水施設としての機能に一体性を持たせることができる。また、直近で川東浄水場系の16号井および吉尾3号井の浸水を想定した取水施設整備設計業務委託を受注している川東地区の浸水に関連する資料を有しているため早期の災害復旧と浸水対策設計を行う本委託への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和5年5月12日
契約金額	13,750,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 11

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 総務課 [電話番号] 0986-23-4810 (直通)
契約案件名	総係R5第3号 企業会計システムインボイス対応カスタマイズ業務委託
案件の概要	令和5年10月から施行される、消費税のインボイス制度に対応するため、所要のカスタマイズを行なうもの
予定金額	533,500円
契約の相手方	[所在地] 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目17番21号 [名称] 株式会社エヌ・ティ・ティデータ九州
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>本業務は、消費税のインボイス制度に対応した帳票の出力及び消費税額の計算を行なうため、所要の改修（カスタマイズ）を実施するものである。</p> <p>現在運用している企業会計システムは、上記事業者が開発し平成17年度より運用を開始しているもので、保守業務も同事業者が継続して行なっており、設定内容を十分に理解している。</p> <p>仮に、本業務を他の事業者が請け負った場合、確実な履行及び動作保証が受けられず、目的を達成できないおそれがある。またその際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和5年5月18日
契約金額	533,500円

令和5年度 随意契約理由書

番号 12

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 23-5921 (直通)
契約案件名	公共船団R5第1号 移動脱水車 高分子自動溶解装置シーケンサ修繕
案件の概要	移動脱水車に設置された計装設備の修繕を行うもの。
予 定 金 額	737,000円
契約の相手方	[所在地] 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目9番3号 [名称] 石垣メンテナンス株式会社 九州支店
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>移動脱水車は、山之口、高城、山田、高崎及び三股の各浄化センターで発生した汚泥を脱水処理するための設備であり、平日は毎日稼働している。</p> <p>今回修繕を行う設備は、水処理工程の汚泥処理用に使用する粒状高分子凝集剤を連続的に溶解するものであり、これをプログラムによって自動制御する重要な設備である。</p> <p>当該設備は、稼働開始から10年以上が経過しており、突発的な機能停止の恐れがあるほか、機能停止の際に代替設備もなく、長期的な汚泥処理機能停止が懸念されるため、早急な修繕が必要である。</p> <p>移動脱水車については、機械・電気設備等を一括発注しており、設備を更新した際の運転調整等は、納入業者である上記業者しか行うことができない。</p> <p>仮に他の事業者が修繕を行った場合、設備が正常に動作しなかった際に責任の所在が不明となるほか、移動脱水車全体の性能保障が得られない恐れがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和5年5月26日
契約金額	576,400円

0031403

令和5年度 随意契約理由書

番号 13

担当課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4810（直通）
契約案件名	簡水都城R5第6号 野上浄水場紫外線装置保守点検業務委託
案件の概要	機能維持のため野上浄水場の紫外線装置の保守点検業務を委託するもの。
予定金額	3,707,000円
契約の相手方	[所在地] 鹿児島県鹿児島市上之園町24番26号 [名称] 理水化学株式会社 南九州支店
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 紫外線照射装置は、井戸等から取水した水に紫外線を照射し耐塩素性病原生物等を殺菌する装置である。 本業務は、紫外線照射装置の機能維持のための保守点検及び清掃業務である。 当該設備は上記事業者の製品であり、他社の製品との互換性はないため、他の事業者では部品の調達・分解・清掃・組立及び調整等は困難である。 仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な施工及び性能保証が得られない。 以上の理由から、当該設備のメーカーである上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年5月30日
契約金額	3,685,000円

0031452

令和5年度 随意契約理由書

番号 14

担当課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4810 (直通)
契約案件名	給水R5第2号 上下水道局地図情報システムデータ更新保守業務委託
案件の概要	配水管、給水管の新設管や布設替え及び水道番号等の変更を行った部分を上下水道局地図情報に更新する為の委託業務である。
予定金額	1,496,100円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 上下水道局地図情報システムは、上記事業者が納入した製品である。同システムを使用し、水道管路等を更新させるには、データ更新のサポート・データベースの検証・ソフトウェアの保守が必要であり、このシステムの専門知識や技術を有するとともに、設定内容を十分理解している事が必要不可欠になる。 仮に、この業務を納入した事業者以外が行った場合、データの連携や誤作動等の不具合が生じたときの責任が不明確になり、原因究明や障害の復旧に支障が生じるおそれが高くなる。この様な事から本件業務は上記事業者に委託して行わせるのが最も適切かつ確実に履行できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年6月1日
契約金額	1,485,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 15

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4810（直通）
契約案件名	給水R5第1号 上下水道局地図情報システムバージョンアップ業務委託
案件の概要	上下水道局地図情報システムで利用しているGISエンジンが新規OSに対応できない為、GISエンジンのバージョンアップを行うもの。
予 定 金 額	1,661,000円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>本業務は、上下水道局の地図情報システムの端末更新に伴い、新規OSへの対応が必要となる為、システムのGISエンジンをバージョンアップさせるものである。</p> <p>今回の業務を行うためには、このシステムの専門知識や技術を有するとともに、設定内容を十分理解している事が必要不可欠になる。上下水道局地図情報システムは、上記事業者が納入した製品である。</p> <p>仮に、この業務を納入した業者以外が行った場合、データの連携や誤作動等の不具合が生じたときの責任が不明確になり、原因究明や障害の復旧に支障が生じるおそれが高くなる。この様な事から、本件業務は上記事業者へ委託して行わせることが最も適切かつ確実に履行できる。</p> <p>以上の理由により上記事業者との随意契約を行うものである。</p>
契約締結日	令和5年6月1日
契約金額	1,661,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 16

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	公共処理場R5第7号 中央終末処理場No.1脱硫装置修繕
案件の概要	NO.1脱硫装置の脱硫剤交換・整備を行うもの。
予 定 金 額	918,500円
契約の相手方	[所在地] 熊本県阿蘇市狩尾289番地 [名称] 株式会社日本リモナイト
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>中央終末処理場の脱硫装置とは、脱硫剤（酸化鉄）が充填されており、消化ガス中の硫化水素を除去する装置である。 今回、脱硫剤の能力低下を確認したため、交換修繕を行うものである。</p> <p>硫化水素は、人体に対して健康障害を引き起こし、設備・機器に対しては腐食の進行を早める有害な気体である。また、使用済み脱硫剤は、空気に触れると熱やガスを発生する。この為、本修繕の履行に当たり本市においては、これらの有害な気体が発生しない再生処理を条件としている。</p> <p>この点、上記事業者は、現在九州管内において唯一、再生処理の技術を持っており、最も本修繕の目的に合致した履行を期待できる。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和5年6月14日
契約金額	913,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 17

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4810 (直通)
契約案件名	簡水都城R5第9号 古江浄水場紫外線設備点検業務委託
案件の概要	古江浄水場に設置されている紫外線照射設備の保守点検等の委託
予 定 金 額	893,442円
契約の相手方	[所在地] 福岡市博多区博多駅前1丁目18番6号 [名称] 株式会社ウォーターテック 西日本支店
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>紫外線照射設備は、井戸から取水した水に紫外線を照射し耐塩素性病原生物等を殺菌する装置である。</p> <p>本業務は、紫外線照射設備の機能維持のための保守点検及び清掃業務である。</p> <p>当該設備は上記事業者の製品であり、他社の製品との互換性はないため、他の事業者では部品の調達・分解・清掃・組立及び調整等は困難である。</p> <p>仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な性能保証が得られない。</p> <p>以上の理由から、当該設備のメーカーである上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和5年6月15日
契約金額	880,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 18

担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0986-23-5921（直通）
契 約 案 件 名	公共処理場R5第11号 都城浄化センター送風機修繕
案 件 の 概 要	都城浄化センターに設置されている送風機の部品交換整備及び修繕を行うもの
予 定 金 額	12,133,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市早良区百道浜二丁目1番1号 [名 称] 株式会社 日立インダストリアルプロダクツ 西部支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>今回修繕を行う送風機設備は、エアレーションタンクへ送風を行う設備である。エアレーションタンクには汚濁物質を浄化する微生物が住みついた担体が投入されており、空気を送ることによって担体の流動化と微生物への酸素の供給を行っている。送風機の送風量は処理水質に直接的な影響を与えるため、非常に重要な役割を担っている。</p> <p>当該設備は、設置後27年経過し、経年劣化が見られるため、部品交換による整備・修繕の必要がある。修繕を行わなければ、送風量不足などにより処理水質に影響を及ぼし、水質事故につながるおそれがある。</p> <p>本修繕は、当該設備を設置した株式会社日立製作所の同グループである上記事業者でなければ確実な施工が期待できない。また、仮に他の事業者が本修繕を行った場合、修繕後の性能保証が得られないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年6月26日
契 約 金 額	12,100,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 19

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）
契約案件名	農集処理場R5第2号 桜木宝光地区No. 2回分槽修繕
案件の概要	桜木宝光地区No. 2回分槽において、槽内及び、槽内面及び槽外面の亀裂等の補修を行い、槽内面においては補修後に防水塗装を行う。
予 定 金 額	2,002,000円
契約の相手方	[所在地] 都城市都北町6385番地2 [名称] 有限会社 二見塗装
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号該当 上記案件について、6者を指名し競争入札を執行したところ、2回目まで入札を執行したが落札者がなく、2回目の入札で2者辞退し、3回目の入札においては、上記事業者以外の3者が辞退したことから不落随意契約によることとした。 入札参加業者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。
契約締結日	令和5年6月30日
契約金額	1,925,000円